農業制度資金のご案内

目次

○ 利用できる資金の一覧	P1	○ 災害時に利用できる資金	P8
○ ご利用いただける方の一覧	Р3	○ 借入の手続き	P9
○ 各資金のご案内	P4	○ 債務保証制度	
· 農業近代化資金	P4	○ 借入時の注意点	P10
・ 農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)	P5	○ 農業保険制度について	
· 経営体育成強化資金			
・青年等就農資金	Р6		
・農業改良資金			
・ 農林漁業施設資金 (スーパーW 資金)	Р7		
・ 中山間地域活性化資金			
・ 農林漁業セーフティネット資金			
・ 農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)	P8		



あなたの事業には、この資金がご利用できます

							資金	吏途	(代表的	りなも	ത)			
					土地			设・設			· 育成	環境	担い手	経営
		実	施したい事業 対象 者	農地を買いたい	農地を借りたい	農地の改良や造成をしたい	取得したいパウス等の農業用施設や農機具を	つくりたい加工販売施設や観光農園施設を	リースしたいハウス等の農業用生産施設を	果樹や花木の植栽や育成をしたい	牛や豚の購入や育成をしたい	給排水施設の設置や改良をしたい	農業に関する研修を受けたい	創立、開業資金を借りたい
	資 金 名		対象者 認定農業者					\bigcirc						
農業	農業近代化資金 P4		主業農業者等		0	\circ	0	\bigcirc		\bigcirc	0	\circ		
	農業経営基盤強化資 (スーパーL 資金)	資金 P5	認定農業者	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc	0	
日	経営体育成強化資金	È P5	主業農業者等	0	0	0	0	\bigcirc	0	\bigcirc	0	0	0	
本政策	青年等就農資金	Р6	認定新規就農者		0	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc	\bigcirc	0
金融公	農業改良資金	Р6	個別法に基づく農 業改良資金融通法 の特例適用者		0	0	0	\bigcirc	\circ	\bigcirc	0	\bigcirc	0	
庫資	農林漁業施設資金 (スーパーW 資金)	P 7	アグリビジネス法人					\bigcirc						
金	中山間地域活性化資	資金 P7	中山間地域の 農業者等					\bigcirc						
	農林漁業セーフティネッ	ト資金 P7	主業農業者等											
	経営改善促進資金 ーパーS 資金)	Р8	認定農業者		0				0	\bigcirc	0		0	
農林	水産業災害対策資金	P8	被災農林漁業者											
豚熱	緊急対策資金	Р8	被災養豚業者											
家畜	疾病経営維持資金	Р8	被災養豚業者											

- ※1 金利: 令和4年3月1日現在 詳細は静岡県農業ビジネス課 HP
- ※2 認定農業者の方は、農業水産長期金融協会から追加の利子助成が行われ、より低利で資金の借入ができます。
- ※3 人・農地プランに位置づけられるなどにより経営改善に意欲的に取り組む認定農業者に対する貸付けについて、貸付当初5年間の実質無利子化措置の対象となる場合があります。

利用できる資金の一覧表

資金使途(代表的なもの) (なける) は												
経	営		災害		補助残		·····································					
運転資金を借りたい	したい経営の再建・営農負債の借換えを	農地・施設の復旧をしたい	運転資金を借りたい	生活資金を借りたい	補助事業の自己負担分を借りたい	金利 ※1 (%)	償還(据置)期間 (年以内)	融資率 (%)	限度額	取扱金融機関		
0		\bigcirc			0	無利子~ 0.30 ※ 2 、3	15(7)	100	個人:1,800 万円 (特認 2 億円)	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会・静岡銀行清水銀行・静岡中央銀行		
					0	0.30	15(7)	80 (特認 90)	法人:2億円	沼津信用金庫・富士宮信用金庫・富士信用金庫・富士信用金庫・浜松磐田 信用金庫		
0	0	0			0	無利子~ 0.30 ※3	25(10)	100	個人: 3億円(特認6側) 法人:10億円(特認30側)	日本政策金融公庫 県内各 JA・静岡県信用農		
0	0				0	0.30	25(3)	80	個人: 1.5 億円 法人: 5 億円	業協同組合連合会 静岡銀行・スルガ銀行		
0						無利子	17(5)	100	3,700 万円 (特認 1 億円)	清水銀行·三島信用金庫 富士宮信用金庫 浜松磐田信用金庫		
0						無利子	12(5)	100	個人: 5,000 万円 法人: 1.5 億円	しずおか焼津信用金庫 遠州信用金庫・富士信用金庫		
						0.16~0.30	25(10)	80	負担額の 80%又は 1施設当たり 300万 円	農林中央金庫 ※資金によって取扱融資		
						0.35~0.60	15(3)	80	負担額の80%	機関が異なる場合があります。詳しくは、日本政策金融公庫静岡支		
0			0			0.16~0.20	15(3)	100	600万円 ※4	店農林水産事業までお問い合わせください。		
0						1.50	1	100	個人: 500 万円 法人: 2,000 万円	県内各 JA		
			0	0		0.30	5(1)	100	運転個人: 1,000 万円 運転法人: 2,000 万円 生活個人: 300 万円	県内各 JA・静岡県信用農 業協同組合連合会		
			0			無利子	1	100	国交付金の受領見 込み額	県内各 JA・静岡県信用農 業協同組合連合会等		
			0			無利子	7(3)	100	個人:2,000 万円 法人:8,000 万円 ※5	県内各 JA・静岡県信用農 業協同組合連合会等		

^{※4} 災害や法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた農林漁業経営者は借入限度額が異なります。→P7※5 経営再開資金の場合。経営継続資金及び経営維持資金の場合は肥育豚 13 千円/頭、繁殖豚 26 千円/頭により算出した額。

ご利用いただける方の一覧

	名 称	条件
	認定農業者	・農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を 受けた者
主業農	農業者 (個人) ※1	・農業所得が総所得の過半を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上等の者
業者	農業者 (法人)	・農業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること、又は農業粗収益が 1,000 万円以上等の者
į	認定新規就農者	・農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者
	農業参入法人	・5年以内に認定農業者となる計画を有する営農法人で経営開始後決算を2期終えていないこと ・経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること
	集落営農組織	・目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること ・一元的に経理を行っていること ・原則として 5 年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ・農用地の利用の集積の目標を定めていること ・主たる従事者が目標農業所得額を定めていること ・経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること
	任意団体	・法人格を持たない団体であること ・営農者が過半を占めること ・定款又は規約を有すること
持	続農業法認定者	・持続性の高い農業生産方式を導入する計画の認定を受けていること
六	欠産業化法認定者	・六次産業化法総合化事業計画の認定を受けていること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
ア	グリビジネス法人	・認定農業者が加工、販売の事業を法人化、分社化したもの
	上記以外の者	・各資金の要綱等に規定されていること

- ※ 1 家族経営協定を結んでいる共同経営者に準ずる従事者も含む。
- ※ 2 経営体育成強化資金の場合。農業近代化資金の場合は65歳。

認定新規就農者とは?

- ・青年等就農計画を作成して、市町長の認定を受けた者のこと。 (農業経営基盤強化促進法に規定する「認定就農者」と同じ者を指す)
- 青年等就農計画には、経営開始から5年後までの経営目標や施設整備に関する資金計画 及び事業計画等を記載します。
- 認定新規就農者になるには、農業経営の知識及び技能を有していること、又は農業経営を開始してから5年以内であることが条件となります。

農業近代化資金

施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良、6次産業化への 取組などを行うときに借りることができる一般的な資金

【借入対象者】 認定農業者、その他担い手、農業参入法人

【主な使い道】 農業用施設(農作業場、ハウス、加工施設など)の建設、購入、改良、復旧 ※1 農業用機械(トラクター、コンバインなど)の購入

果樹、茶の植栽又は育成

家畜の購入又は育成

小規模(事業費 1,800 万円まで)な農地の改良、造成、復旧 ※ 1

長期運転資金 ※2

- ※1 復旧に関わる費用は認定農業者のみが対象。被災施設を経営 改善のために建て替える場合などは、その他担い手も対象となる
- ※2 肥料代・賃借料のような見積書があるもので経営改善に必要なもの を一括して支払う場合に対象となる

【借入限度額】

対象者	最高限度額	最低限度額
個人	1,800 万円(特認 2 億円)	20 万円
法人	2 億円	40 万円

【認定農業者特例】

金利

①償還終了時(最長 15 年間)まで、償還期限に応じて融資が受けられます。(スーパーL 資金貸付金利と同水準:5ページ参照) ②①とは別に、人・農地プランに位置づけられるなどにより経営改善に意欲的に取り組む認定農業者に対する貸付けについて、貸付当初5年間の実質無利子化措置の対象となります。

※①②ともに特例対象は、借入額の限度額があります。

融資率

事業費の100%以内で借入可能(通常は80%)

認定農業者とは?

- 現在の経営内容と、5年後の目標とする内容、目標達成の方法について「農業経営改善計画」を策定して、市町長の認定を受けた者をいいます。
- 農業のプロフェッショナルとして頑張る者を「認定農業者」として、 市町や県、融資機関が協力して支援しています。



農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、経営体育成強化資金

償還期間が長い、借入金額が大きい、農地を取得するなどの場合に利用できる長期資金

【借入対象者】 農業経営基盤強化資金:認定農業者

経営体育成強化資金 : 主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

【主な使い道】 農地等の購入

農地等の改良、造成

農業経営用施設(農作業場、ハウス、加工施設など)の改良、造成、取得

農業経営用機械(トラクター、コンバインなど)の取得

農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得

果樹、茶の植栽又は育成

家畜の購入又は育成

長期運転資金

負債の整理

【借入限度額】

資金名	対象者	限度	達額
貝並石	刈刻街	個人	法人
農業経営基盤強化資金	認定農業者	3 億円 (特認 6 億円)	10 億円 (特認 30 億円)
経営体育成強化資金	主業農業者等	1億5千万円	5 億円

金利負担軽減措置とは?

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)・農業近代化資金を借り入れる認定農業者で一定の条件を満たす方は、農林水産長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間実質無利子で資金を借りることができます。(融資枠あり)

【対 **象 者**】人・農地プランに位置付けられるなどにより経営改善に意欲的に取り組む 認定農業者

【無利子化の期間】 貸付当初5年間





青年等就農資金

農業経営を開始する際に必要な資金を融資する無利子の資金 ※市町長が認定する認定新規就農者になる必要があります

【借入対象者】 認定新規就農者

経営を開始して5年以内に必要となる機械、施設等の購入に必要な資金 【主な使い道】

・施設、機械購入費

·家畜購入費 ·各種修繕費

・種苗費

・農薬費・農機具等の賃借権の取得費

・創立費、開業費等に係る費用等

【借入限度額】 3,700 万円(特認 1 億円)

〔特認要件〕

次の全てを満たす場合は、貸付限度額が1億円となります。

おける研修と通算して2年以上ある者。

- (1) 青年等就農計画における農業所得の目標が当該経営体の所在する地域の認定 新規就農者の平均以上となること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと 認められる旨の意見書が農業経営十等その他これに類するものから提出され ていること。
- 知事の認定を受けた農業経営士等又は認定農業者が主宰する農業に年間150日 (1) 以上従事した年(以下「技術等習得年」という。)が2年以上ある者。
- 技術等習得年が1年以上あり、かつ、農林環境専門職大学等の農業経営者育成教育機関 (2) に

【借入金利】 無利子

青年等就農資金の貸付けは、実質無担保・無保証人による貸付けが可能。 【その他】 認定農業者は対象とならない。

農業改良資金

新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組(農業改良措置) を実施するのに必要な場合に利用できる無利子資金

①持続農業法、②農商工等連携促進法、③農林漁業バイオ燃料法、 【借入対象者】

④米穀新用途利用促進法、⑤六次産業化・地産地消法の認定を受けた農業者等

農業改良措置に関する計画(※)の実施に必要な資金で、以下のいずれかの 【主な使い道】 取り組みに関するもの

- ・新たな農業部門の経営の開始(従来扱っていない作目、品種への進出)
- ・新たな加工事業の経営の開始
- ・農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入
- ・農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 ※県から認定を受けた経営改善資金計画書のこと

【借入限度額】 個人 5,000 万円 法人・団体 1 億 5,000 万円

農林漁業施設資金(スーパーW資金)

認定農業者が設立した法人が取り組む加工・販売等の事業に利用できる資金

【貸付対象者】 認定農業者が設立した法人(アグリビジネス法人)

【主な使い道】 加工場、レストラン、冷蔵庫、直売所など

農産物の加工、保管、販売に関する事業

農家民宿や体験型観光農園など

【貸付限度額】 負担額の80%

中山間地域活性化資金

中山間地域の活性化を図るために必要な事業に利用できる資金

【借入対象者】 農林漁業者、製造·加工販売業者 等

【主な使い道】 ・中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造、加工又はその加工品の 集荷、販売、提供にかかわるもの

> ・中山間地域の農林資源を活用した保護機能増進施設の設置 (観光農園、直売施設等)

・中山間地域の生産環境施設の設置(管理・休養施設、給排水施設等)

【限度額】 負担額の80%

農林漁業セーフティネット資金

災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者の資金繰りに支障が生じないよう、 経営維持・再建のために必要な資金の実質無利子・無担保で利用できる資金

【借入対象者】 認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者 等

【主な使い道】 ・災害(台風、冷害、地震等の自然災害)により被害を受けた農林水産漁業者の再建 (災害の場合は市町長が発行する被災証明が必要)

・ 豚熱や鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や畜産物の移動制限を受けた行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金

・ 社会的又は経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等) により経営状況等が悪化している場合に経営の維持安定に必要な資金

【借入限度額】 一般:600万円

特認:年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6のいずれか低い額 (簿記記帳を行っており、特に貸付限度額の引上げが必要と認められる場合)

農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

種苗、肥料、飼料、家畜の購入などに利用できる短期運転資金

【借入対象者】 認定農業者

【主な使い道】 種苗、肥料、飼料、家畜、消耗品の購入

施設や機械の修繕費、賃借料

営農用施設、機械のリース、レンタル料

雇用労賃

生産技術、経営管理技術の修得費

市場開拓費、販売促進費

【限度額】 個人 500 万、法人 2,000 万

畜産及び施設園芸は、個人 2,000万円、法人 8,000万円

【利用できる期間】 農業経営改善計画の期間中 【借入の方式】 極度借入方式又は証書貸付

災害時に利用できる主な資金

○自然災害により被害をうけた農林漁業者や、社会的・経済的環境変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者が利用できる資金

融資 機関	資金名	主な使い道	対象者	償還(据置) 期間	限度額
JA	農林水産業 災害対策資金※	①経営安定のための 運転資金 ②生活維持に必要な資金	被災農林漁業者	5(1)年	①個人 1,000 万円 法人 2,000 万円 ②個人 300 万円
JA 等	農業近代化資金	施設・設備等の復旧 に必要な資金	認定農業者	15(7)年	・個人 1,800 万円 ・法人 2 億円
日本政策	農林漁業 セーフティネット資金	災害等を受けた経営 の再建に必要な資金	主業農林漁業者等	15(3)年	・一般:600万円 ・簿記記帳農家: 年間経営費の6/12又 は粗収益の6/12 のいずれか低い額
金融	農林漁業施設資金 (災害復旧)※	災害を原因とする農 業施設等の被害の復 旧に必要な資金	農林漁業を 営む者等	15(3)年	負担額の80%又は 1施設あたり300万円のいずれか低い額
丘庫	農業基盤整備資金 (基盤の復旧)	農地・牧野又はその 保全・利用上必要な 施設の復旧	農業を 営む者等	25(10)年	貸付けを受ける者が当該年 度に負担する額

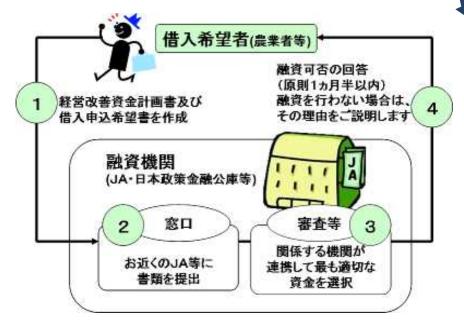
※自然災害は被災証明が必要

○豚熱により被害を受けた者が利用できる資金

融資 機関	資金名	主な使い道	対象者	償還(据置) 期間	限度額
JA 等	豚熱緊急対策資金	国交付金を受領する までのつなぎ資金	被災養豚業者	1年	国の交付金の受領見込み額
JA 等	家畜疾病経営維持資金	① 経営再開資金 ② 経営継続資金 ③ 経営維持資金	被災養豚業者	7(3)年	①個人 1,800 万円 法人 2 億円 ②③ 肥育豚 13 千円/頭 繁殖豚 26 千円/頭

借入の手続き

- ●農業近代化資金、青年等就農資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金は 共通の手続きで借入れることができます。
- ●これら資金を希望する農業者は、<u>借入申込希望書兼経営改善資金計画書</u>を作成し、融資機関の窓口 に提出してください。
- ●決算書3年分や見積書などもご準備ください。



経営改善資金計画書の内容は?

- ☑ これまでの経営状況
- ☑ 経営改善のための計画
- ☑ 経営改善のための計画が実行 された場合の収支、返済計画

債務保証制度

静岡県農業信用基金協会

- 農業者等が融資機関から融資を受けるとき、静岡県農業信用基金協会に一定の保証料を支払うことにより、無担保・保証人不要で融資を受けることができます。
- 無担保・保証人不要での融資は基金協会の審査があります。
- 詳細は、融資機関にご相談ください。
- 不慮の事故や災害などで借入金が返済できなくなった場合に、基金協会が融資機関に一時立替払いをします。

資 金 名	保証限度額 ※
農業近代化資金 農業改良資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)	個人 3,000 万円(認定農業者は 3,600 万円) 法人 6,000 万円(認定農業者は 7,200 万円)
農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)	個人 500 万円 法人 2,000 万円
青年等就農資金	3,700 万円

※ 原則として無担保・保証人不要で借入れのできる最高金額 借入予定額、他の負債の状況によって違いあり 農業近代化資金の個人は、特認を受けた場合の保証限度額となる

資金の借入の際は次の点にご注意ください

〇 早めの相談

- ・農業制度資金は、審査、借入手続きに時間を要します。
- ・早めに農林事務所や融資機関にご相談ください。



○ 同一の融資対象事業に2つ以上の制度資金を併用することはできません

〇 事前着工はできません

・貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了している ものは、原則として貸付対象になりません。

〇 目的外使用はできません

・農業制度資金を当初に計画した機械、施設等の支払以外の用途に使用することはできません。

〇 法的手続き

・関係法令の制限があるものは、事前に必要な手続きを完了してください。 <主な関係法令>農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、建築基準法

〇 償還期間の設定

・農業制度資金の償還(据置)期間は、実際の貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象 事業の効果、収益力などを考慮して個別に設定されます。

〇 経理状況を明確に

- ・事業の経理状況を明確にするために、資金の受入及び支払いを借入者名義の同じ口座 で行ってください。
- ・支払先からの請求書、領収書等を資金の償還完了まで保管してください。

リスクへの備えはできていますか?

「<mark>収入保険</mark>」と「<mark>農業共済</mark>」からなる「農業保険」は、国の公的保険制度で、保険料や掛金については、 国からの補助があります。

農業経営に合った農業保険を選んで、リスクに備えましょう。

青色申告を行っている方は 収入保険をご検討ください

- ・原則としてすべての農作物が対象です。
- ・自然災害のほか、市場価格の低下、ケガや病気などによる**収入減少が対象**です。
- ・青色申告を1年以上行っている農業経営者(個人および法人)が加入できます。



農業用ハウスをお持ちの方は **園芸施設共済**をご検討ください

このほか、水稲共済・家畜共済・果樹共済・茶共済など、作物ごとに加入できる農業共済があります。

農業保険に関するご相談は NOSAI 静岡(054-251-3511)までお気軽にどうぞ。

NOSAI 静岡 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 2 丁目 15-13 https://www.nosai-shizuoka.or.jp/



相談窓口

このパンフレットは、代表的な農業制度資金の概要を紹介しています。 詳しくは最寄りの県農林事務所又はお近くの融資機関等へご相談ください。



賀茂農林事務所

(企画経営課) **2** 0558-24-2076 下田市中 531-1 下田総合庁舎 6 階

東部農林事務所

(企画経営課) **2** 055-920-2157 沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎 7 階

富士農林事務所

(企画経営課) **a** 0545-65-2195 富士市本市場 441-1 富士総合庁舎 4 階

中部農林事務所

(企画経営課) **2** 054-286-9260 静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎 5 階

志太榛原農林事務所

(企画経営課) **2** 054-644-9212 藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 4 階

中遠農林事務所

(企画経営課) **a** 0538-37-2272 磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎 3 階

西部農林事務所

(企画経営課) **2** 053-458-7208 浜松市中区中央1丁目12-1 浜松総合庁舎5階 **2** 053-926-2139 (地域振興課)

西部農林事務所 天竜農林局

浜松市天竜区二俣町鹿島 559 北遠総合庁舎 3 階

公益社団法人 静岡県農業振興公社

250-8991 250-8991 静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル7階

(株)日本政策金融公庫 静岡支店

(農林水産事業) ☎ 054-205-6070 静岡市葵区黒金町(59-6)大同生命ビル 6 階

農業制度資金のご案内 令和4年4月発行 作成 静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

◎国有徳の美しい"ふじの「会」 静岡県 Shizuoka Prefecture

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2712 FAX 054-221-3688 Mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

